

役員報酬規程の改正について

1 役員報酬規程改正の考え方

平成22年11月、人事院勧告に伴う一般職給与法改正が行われ、国の指定職職員の給与について、俸給月額については、約0.2%の引き下げになったこと、また、期末・勤勉手当（ボーナス）については、年間支給月数を引き下げ、2.85月分（標準）となったことから、当法人の役員の月例年俸及び業績年俸について、改正を行ったところである。

2 役員報酬規程の改正内容

（1）月例年俸の改定

国の指定職職員に準じて、月例年俸の額について、約0.2%の引き下げを行った。

（2）業績年俸の改定

国の指定職職員に準じて、業績年俸の額について、2.85月分（改正前3.0月分）に相当する額に改定した。

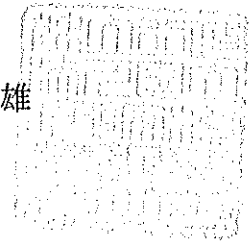
（3）改正の実施時期

平成22年12月1日

国立病院機構発総第1201001号
平成22年12月1日

厚生労働大臣
細川律夫殿

独立行政法人国立病院機構
理事長 矢崎義雄



役員に対する報酬等の支給の基準の変更について（届出）

今般、別添のとおり役員に対する報酬等の支給の基準を変更したので、独立行政法人
通則法（平成11年法律第103号）第52条第2項の規定に基づき届出を行います。

平成22年12月1日規程第40号

独立行政法人国立病院機構役員報酬規程の一部を改正する規程

独立行政法人国立病院機構役員報酬規程（平成16年規程第12号）の一部を別添新旧対照表のとおり改正する。

附 則

（施行期日）

第1条 この規程は、平成22年12月1日から施行する。

（平成22年12月に支給する業績年俵に関する特例措置）

第2条 平成22年12月の業績年俵の支給額は、改正後の独立行政法人国立病院機構役員報酬規程第8条の規定にかかわらず、同条第1項及び第2項の規定による業績年俵の額の2分の1の額から理事長が定める額及び次の各号に掲げる額を減じた額を同条第4項に規定する「第1項及び第2項の規定による業績年俵の額の2分の1の額」とみなして、同項を適用して得た額とする。

- 一 平成22年4月1日に役員となった者において基本年俵額の12分の1に100分の0.28を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額
- 二 平成22年6月に支給された業績年俵額に100分の0.28を乗じて得た額

（その他の事項）

第3条 この規程による改正後の独立行政法人国立病院機構役員報酬規程の実施に必要な事項については、理事長が別に定める。

別 添

独立行政法人国立病院機構役員報酬規程新旧対照表

新			旧		
別表 役員基本年俸表			別表 役員基本年俸表		
号 俸	基本年俸額		号 俸	基本年俸額	
	月例年俸額	業績年俸額		月例年俸額	業績年俸額
	円	円		円	円
1	<u>8,688,000</u>	<u>2,913,200</u>	1	<u>8,712,000</u>	<u>3,075,000</u>
2	<u>9,360,000</u>	<u>3,138,500</u>	2	<u>9,384,000</u>	<u>3,312,200</u>
3	<u>10,056,000</u>	<u>3,371,900</u>	3	<u>10,080,000</u>	<u>3,557,800</u>
4	<u>11,004,000</u>	<u>3,689,800</u>	4	<u>11,028,000</u>	<u>3,892,500</u>
5	<u>11,868,000</u>	<u>3,979,500</u>	5	<u>11,892,000</u>	<u>4,197,400</u>
6	<u>12,720,000</u>	<u>4,265,200</u>	6	<u>12,756,000</u>	<u>4,502,400</u>
7	<u>14,448,000</u>	<u>4,844,600</u>	7	<u>14,484,000</u>	<u>5,112,300</u>